

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

① “EASING OF COMMUNITY SMMS AND BORDER MEASURES” について

3月24日、SMMs、水際措置を含めた各種規制の緩和について発表がありました。

<主なポイント>

- ・ 3月29日から Safe Management Measures (SMMs)を下記の通り緩和する。
 - a. グループのサイズ
 - Social Gathering は 10 人まで認められる。
 - 1 世帯あたりの訪問者数の上限を、1 回あたり 10 人まで認められる。
 - b. マスク着用
 - 屋内でのマスク着用は引き続き必須とするが、屋外でのマスク着用は任意とする。
 - ただし、人混み等では屋外であってもマスク着用を推奨する。
 - ※ホーカーセンターなどは屋内になります。
 - c. 職場での要件
 - 在宅勤務が可能な従業員のうち、75%までの人数であれば、職場で勤務することができる。
 - d. 安全な距離
 - マスク着用時には、個人間、またはグループ間の Safe Distancing を取ることが推奨される。
 - マスクを外す場合には、1メートルの Safe Distancing が求められる。
 - e. (イベント等の) 人数制限
 - 参加者が 1000 人を超えるイベントは、マスク着用の場合、定員の 75%に参加人数を制限する必要がある。マスク非着用の場合、グループ間、もしくは個人間に 1メートルの距離をおくことが要求される。
 - 1000 人以下のイベントは、定員の制限を受けることなく、実施することができる。

詳細 Annex A : <https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/mtf-pr-annex-a.pdf>

・ F&B 施設での飲食につき、vaccination-differentiated SMMs (VDS)のチェックが実施されている場合、10名までの人数で飲食を行うことができる。ワクチン接種を終えている5人までの飲食であれば、VDSのチェックを必要としない。

・ 現在、実施されている10時30分までのアルコール飲料の販売時間の制限を撤廃する。

・ 大規模な交流イベントの再開を認めるが、SMMsを遵守する必要がある。

・ 定期的に検査を行うことを義務付けた Rostered Routine Testing (RRT)スキームを全ての業種において停止する。体調が悪い時などには、引き続き、自身で検査をすることが推奨される。検査時に陽性となった場合には、事業者は診断書などを求めずに、自宅での休養を許可する必要がある。

・ 全ての国・地域を the General Travel Category と the Restricted Category に分けて水際措置を実施する。現段階では、全ての国・地域が the General Travel Category に分類される。

・ 3月31日23時59分以降、ワクチン接種を終えている渡航者と12歳以下の渡航者は、出発前2日以内の検査（pre-departure test (PDT)）を行う必要があるものの、シンガポール国内での SHN や ART 検査を行う必要がなくなる。今後、数週間のうちに、PDTの廃止も検討する。

詳細 Annex E : <https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/mtf-pr-annex-e.pdf>

・ シンガポール国民、PR、労働ビザ、長期滞在ビザ保有者が、シンガポールへ戻る前の2日間に PDT を受けることが困難な場合、特定の国からの渡航時には、シンガポールで認可された事業者が確認した ART 検査を PDT として認める。（遠隔での確認を含む。）

（特定の国 : <https://go.gov.sg/remote-art-overseas-sg>）※3月24日時点で日本は未掲載です。

・ 国内での医療費につき、General Travel Category からの帰国者は、コミュニティ内の感染者の費用負担ルールと同等とする。つまり、ワクチン接種を終えているシンガポール国民、PR、長期ビザ保有者がシンガポール帰国後14日以内に陽性反応がでた場合、病院等で治療にかかる費用を支払う必要がなくなる。

・ 短期渡航者は、引き続き渡航者自身が支払わなければならない。

・ リスクの高いグループ（高齢者、高齢者施設入居者、重症化リスクの高い人）について、最初のブースター接種から5ヶ月程度で2回目のブースター接種を行うことを推奨する。

本内容（原文）につきましては、下記 MOH のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/easing-of-community-smms-and-border-measures>

以上

<本件担当>JCCI 事務局（担当：清水） E-mail: info@jcci.org.sg

Facebook にて情報発信中！ like! us on JCCI facebook （<https://m.facebook.com/JCCI.Singapore>）